

近世農村奉公人の供給源(二) : 北九州の事例

秀村, 選三

<https://doi.org/10.15017/4362533>

出版情報 : 経済学研究. 27 (3), pp.85-100, 1961-08-25. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

近世農村奉公人の供給源 (二)

— 北九州の事例 —

秀 村 選 三

- 一、はしがき
- 二、地域の考察
- 三、階層的考察 (以上前号)
- 四、むすび (本号)

四、むすび

以上は北九州農村において村役人層農民・本百姓上層のもとに雇用された奉公人の供給源につき、その供給地域をうかがい、その析出層の社会的・経済的条件を考察したにすぎない。このほか奉公人の年齢層的考察、ひいては奉公人が家族内部の如何なる地位より析出せられたかを問題にしなければならぬであらう。また奉公人の雇用農家における労働力も家族労働力と奉公人労働力

近世農村奉公人の供給源 (二)

だけであつたのではなく、諸種の意味でのコカタの労働力を種々の形で結集させていた。彼等は奉公人に近い条件のもとに農耕・家内労働に従事したのであり、この問題も充分考虑すべきであらう。これらについては「家と労働組織」の問題として別の機会に考察したいとおもふ。

けれども以上うかがつた動向だけでも、單なる北九州という一地方にとどまらず、広く全国的に(特殊な地域を除いて)同様な事情が見出されるのであつて、各地の個別研究論文や地方史誌にも同様の事象を多く見出すことが出来る。かくて我々は農村奉公人の供給源を考察することにより、近世の性格の一端に触れることが出来るようにおもわれる。以下、前節までにかがったことを近世封建社会の特質と関連せしめつつ考察し、一応のむすびとしたい。

奉公人の供給地域について云えば、前代には近村のほか相当遠隔地間で¹⁾の人の売買・譲渡等があつたようである。東国への人身買い下しは顕著な事実であるが、西国でも同様の事情がかがえる。ことに倭寇その他による外国人捕虜や²⁾十六世紀ポルトガル奴隷貿易商人による日本人奴隷³⁾とくに九州の³⁾の海外輸出につい

ては枚挙に遑なき事例があり、それらを背景として対馬の文書に多数見える「人のうり口かい口」「下人のうり口かい口」⁴⁾の免許も理解される——対馬では多数の貿易業者が島主・守護代・郡主より人身売買を公許され一般交易と共に下人の売買にも従事していたのである。⁵⁾或は老岐立石郷の者が十四歳の童を肥前五島青方家に売ったことや、秀吉が筑後・肥後に対し、豊後より買取の男童の返付を命じていることも相当遠隔地間の売買・奉公があったことを推察せしめる。秀吉は前述せる奴隸の海外輸出を禁じ、⁶⁾同時に人身売買を禁じているが、それは農民統制——農民の土地への緊縛、被売人の選住——の点から理解すべきである。⁷⁾さらに近世諸大名は領境をこえての人売・人質・奉公を厳禁したのであった。¹⁰⁾これらは各地域における領国藩の設定、領国体制の整備、藩権力の確立にともない領境を超える遠隔地間の人身売買・人質・奉公も否定されねばならなかったのである。それは選住政策・走者の相互交換（人返し）・人畜改等と関連して考察すべきことでもあろう。かくして農民を領内に緊縛し、奉公関係も『村切』、『村切・触切』¹¹⁾を原則としたのである。

このことは中世における遠隔地間の「人買い船」的非合理性を

払拭してゆくであろう。¹²⁾村内・近村というきわめて限定された地域で、しかも雇用主と奉公人の間に種々の身分関係・親方子方関係や、質物奉公の如き債務による制約はあったにせよ、除々に局地的な雇用圏労働市場を形成していったのである。すなわち性別・年齢・年季……等の奉公条件によって奉公人の身代米・給米銀について或る程度客観的基準がしだいに形成されてゆく。奉公人の債務に対する利子率にしても同様なことが云えよう。

やがて享保飢饉による労働力の不足、ことにその頃を劃期とする商品流通の拡大にささえられて領国内各地の狭隘な雇用圏もより広い雇用圏を形成し、領内一般或は他領へと拡大してゆくのである。ことに十八世紀後期以降、島原や天草その他の地方から旅日雇が流入してくるのであって、相当離れた地域ではあるが労働力の恒常的な流（出稼・帰郷）が見られ、藩庁としてもそれを予定して、その整序・規制にあたっていたのである。

明治前・中期における炭坑の開発・工場の建設ことに北九州工鉱業地帯の形成にともない流入する労働力には周辺農村より吸引されたもののほか、すでに近世後期より先駆的に流入しつつあった旅日雇層の転化や流入の拡大という線もなることを注意しなけ

ればならないであろう。

つぎに供給源の社会的階層について云えば、貧農層は近世全期を通じて存在していたのであるが、貧農層のあり方は時代によってその様相を異にし、意味も違っていた。

近世前期乃至中期においては貧農層より永代に売渡・譲渡される下人も存在しないではないが、最も多いのは年季奉公人である。此の場合貧農層は親方百姓に依存する子方百姓——その最も特徴的なものは名字——として土地を請作りし、その子弟を贖奉公（給米銀の給付はあろうとも）や質物奉公のかたちで年季を限り親方百姓層に放出し、やがて奉公年季を終えると子方百姓として生活する。いわば安良城盛昭氏の所謂「百姓↓下人（奉公人）↓百姓」の循環のかたちをとっていた。その意味では年季奉公人は「百姓」と区別された一つの身分ではなく、百姓が一時的に置かれた地位・状態に他ならないわけである。彼等が身分関係においても多くの制約をうけ、給付形態においても決して近代的賃金とは云えないし、小作関係・債務関係と実に密接な癒着状態を保っていたことはさきに窺つたとおりである。したがって古島敏雄氏が年季奉公人について「徳川期的秩序に即応した労働形態」と指摘さ

れていることは適切であり、年季奉公人に限らず季節雇・日雇についても同様なことは云えるとおもわれる。

しかし問題はそこに留まるべきではない。年季奉公人の性格は山口徹氏のごとく「単婚家族経営以下の所持しかもたない下層農民の、年貢完納のため、あるいは自己経営の補足維持を目的として放出された余剰労働力」¹⁵⁾とのみきめてかかるべきであるまい。

近世の年季奉公人の性格は多様であつて、それぞれの置かれている諸条件のなかでよく考えてみる必要があるのではないか。単にその現象形態の近似の故に近時まで後進地域に存在せる年雇——それは技術の低位性・停滞性の指標とも云える——と必ずしも同一視できないものがあるようにおもふ。

たとえ年季奉公人が百姓↓下人（奉公人）↓百姓の循環の中のみ位置するものであつても、恒常的に、青年層雇用労働者が存在したと、彼等がファームルスの如き領主直営地の雇用労働者ではなく、農民上層部の経営の中にあみこまれていること、それを領主側も容認し社会体制の一要素として当然考慮し、農業労働力の重要な部分として規制していることは注意すべきである。ことに質物奉公の場合でさえ、その現象形態の古さのゆえにこれを中世

の人間質と同一視してはならない。それは地主が一面において前期的資本（高利貸資本）として土地を集積し、質地小作関係を結ぶ段階に照応しているのである。すなわち基本的生産手段たる土地より半ば遊離しつつある農民層より析出され、劣悪・片務的とは云え一定の年季を限定して地主に前期的資本（所謂生産への喰込みをなしつつある前期的資本）に直接支配される労働力として存在したのである。（大胆な類推をなせば、工業上の資本制家内労働における問屋マニユの労働者に近い。もちろん賃物奉公人の場合旧来の下人の種々な要素をからませていて、そこまで貫徹していないが、本質は近いとおもう）。

しかもそれだけではない。屢々指摘されるように農民層の分解は不徹底であり、土地より全面的に切り離されたプロレタリアが広汎・大量に析出される場所の所謂近代的分解のコースに比べて著しく偏向を示したとは云え、封建社会の諸矛盾は自己の基盤たる農民層を不徹底ながらも徐々に分解せしめ、一方に村方地主に豪農層を、他方に土地から半ば（乃至全面的に）遊離せる層——或る場合には土地を全く離れ家族を引連れ遠隔地へ流入・浮動する層——を生み、かかる階層より奉公人・日雇が析出されていた。

彼等が単に青年期子女のみでなく、壮年の者で妻子をもち一家をささえる戸主である場合が少なからずあり（しかも此の場合、雇用主の支配が家族にまで及ぶものではない）、日雇・日割り奉公人は勿論、年季奉公人といえども単に一家に仕えるのでなく数家に転々として雇用せられ多分に遊動的（乃至契約的）性格をもちつつあったし、債務関係を絡ませながらも、給米・給銀取得を第一の目的とする雇用契約（その条件は劣悪・片務的であるにせよ）が進みつつあった。また彼等が鋤頭——此の場合雇用主のカタとしての性格は濃厚であるにせよ——や馬耕労働者としてであろうとも一種の熟練・専業労働者として存在していたことも注意すべきであろう。これらは雇用関係としては一つの発展と云わねばならない。封建社会の胎内では、はじめからすぐれて賃労働関係そのもの（資本↑↓賃労働）が出現するのでなく、雇用関係の発展↓萌芽的賃労働という線と各地に散発的にあらわれ、徐々に進展せざるを得なかつたとおもわれる。¹⁰⁾

もちろん、かかる萌芽的賃労働の析出が単に量的に拡大し、そのまま直線的に明治期の賃労働を形成したと云うのではない。農業奉公人・日雇を含め更にヨリ広い貧農層より工鋤業への労働力

吸引こそ問題であり、またそのほかにも幾つかの供給源（旧職人層・旧武士層等）はあったのである。¹⁷⁾したがって本稿に云う萌芽的賃労働は文字通り萌芽であり、ハシリであって、これをもって直ちに賃労働関係の一般的形成というのではない。¹⁸⁾

おもうに土地よりの遊離者の析出は封建社会にとって異質的な存在ではあるが、これをもって直ちに革命的意味を認めることは出来ない。それがたとえ日雇の形態をとるに至つていても、それをもって直ちに近代的賃労働関係と断定することは出来ない。¹⁹⁾むしろ雇用関係はあくまで雇用主 \parallel 経営の担い手^{トレガ}と奉公人との恩恵・奉仕関係乃至対抗関係 \parallel 収取関係であるから、雇用関係の変動も単に奉公人側の条件のみを探るのではなく、雇用主 \parallel 経営主の性格、ひいては雇用関係の展開の「場」たる村落の性格を問題にしなければならぬ。また雇用関係に対し外部から刺戟・衝撃を与えるものとして当時の社会的・経済的条件を考慮しなければならぬのであろう。したがって、かかる視点から近世後期における奉公人の需給の変動（奉公人の供給難）、ことに萌芽的賃労働の形成にもかかわらず、農業における賃労働関係の展開は結局未熟にとどまらざるを得なかった理由を最後に考察してみたい。

第一に雇用主 \parallel 経営主については、近世後期における当地方の村方地主の性格を考察しなければならない。それは「親方百姓の性格」と「前期的資本（とくに高利貸資本）²⁰⁾ \parallel 寄生地主の性格」という一見矛盾・対立するが如き二つの性格の統一として理解される。しかも時代の大勢はむしろ——つきつめて云えば——前期的資本 \parallel 寄生地主の性格を強化せしめた。もちろん生産力の飛躍的發展がないため親方百姓の性格は温存され、むしろそれを利用して²¹⁾地主経営—利貸経営—問屋制（農村商工業における）は営まれたのである。このうち地主経営にかぎってさらに詳しくうかがうと次の諸傾向の混融として一応理解出来よう。

手作

- ① 親方百姓の手作性格——前代乃至近世初期よりその家の家産の中核（門田・門畑のもの）は手作される。
- ② 富農的農業経営の性格。
- ③ 小作関係における手余り地・取上げ地の手作。

小作

- ④ 下人・コタカの請作りの性格——小作料は屢々低額、或は加勢（夫役）や刈分小作とも密接に関連している。

④ 質地小作を中心とする高利貸資本の土地集積（寄生地主—小作関係）——小作料は質地に対する元金の利子として收取される。²²⁾

ところで手作において ③ は持続されているが、下人・コカタの独立と共に漸次縮小化されており、④ の性格は当地域ではほとんど發展せず、⑤ は手作として積極的意味はないであろう。小作においては④ は持続しているが、関係自体が伝統的であり、その量は当地域ではもとと大きいものでなく、またその本質上飛躍的に拡大するものではない。むしろ圧倒的に比重の大きいのは⑥であり、ことに村外に拡大する地主—小作関係は全く⑥であった（新田開発も含めて）。したがって明治前・中期までは手作はまだ相当規模で存在していたけれども、すでに近世後期以降地主経営の主体は⑥にあり、地主の本質は前期的資本の生産への喰込み——云わば工業上における資本制家内労働と等しく理解出来る（もちろん親方的性格を多分に絡ませ、工業の場合のように強く貫徹してはいないが……）。しかし、大胆な類推を許されるならば小作人は資本制家内労働における「事実上の賃労働者」へ傾斜している——小作人取分は加工賃に近い。この場合も子方的性格や

その他の要素を多分に絡ませ、強く貫徹してはいない。

手作（とくに富農的性格）が發展せず、小作（とくに質地小作）が展開しつつあったことは当地方の主要作物が稲であり（樺・菜種等の商品作物もあるが比重は低い。米は単なる貢租米乃至自給用のもののみでなく、地主層では米商品の販売は相当に行われていた）、当時の稲作技術が直接には土地生産力上昇の方向に向けられていたことと相関連し、土地は下作に付するが有利であったとおもわれる。さらに雇用主Ⅱ地主の多くは村落における親方層であるから村役人の役職につき、藩支配機構の末端に位しつつ農業への直接生産的関心を漸次薄めつつあった。したがって地主は藩の貢租收取機構に寄生して小作料を現物でとり、貢租は小作人へ転嫁せしめる方が有利であった。²³⁾かくして小作関係の展開は促進されたのであり、雇用主Ⅱ村方地主が積極的に手作経営—奉公人的雇用関係を展開せしめる要因はなかつたのである。

第二に雇用関係の展開の「場」たる村落——とくにその内部における親方・子方関係についても触れなければならない。当地域においては村落内部各家の結合関係として組結合の強さと共に、それと生活連関の分野を異にして同族結合が相当根強く存在して

いたことが認められる。もちろんその結合の強弱は相当の差違があり、多くの場合祭祀（先祖祭）Ⅱ系譜の本末関係の相互承認を中心とし漸次儀礼的・観念的なものになっているが、村政上重要な意味も含まれ今後の調査・研究に俟たねばならない。しかし生活の保護・被保護という面では同族組織は既に意味を薄めており、むしろ親方子方関係が同族組織とツれてそれ自体として形成され意味をもっていたのである（本家以外に親方を求める）。かかる親方は前述のごとく他面では前期的資本の性格（高利貸―村役人Ⅱ責租請負人的性格）を絡ませ、本来的な本家Ⅱ親方の性格とは相当の差違をもっていたが、ともかく自己の周辺に小作人・奉公人を子方として従属せしめて存立し得たのであった。

したがって前節にうかがった如く当地方においても農民層の分解がある程度進行しており、きわめて零細な土地所持農民が存在していたが、しかも彼等は完全に土地から切斷され、放出される傾向よりも、むしろ債務関係・小作関係・奉公関係を通じ親方を頼り、子方として最低限の生活を保障されてゆく。云わば近代的分解は阻止され、歪んだ形の分解が進む傾向をもっていた。このことは奉公関係といえども雇用労働そのものではなく、諸種の恩

恵・奉仕を絡ませていたのである。もちろん土地から完全に切り離され自己の労働力を売るほかない層の存在や、他地方から流入せる旅日雇についてもさきまに指摘したが、しかし此の場合でも彼等は他面では小作人化する傾向ももっていたのである。²⁴⁾ してかかる子方層を村内乃至近村に多数従えてこそ親方はその社会的勢望―単に経済的地位ではなく―を確立し得たのであった。したがって萌芽的賃労働の発生・形成にかかわらず、村落における親方子方関係は「二重の意味での自由」の貫徹・展開を阻止する傾向があったと考えられるのである。²⁵⁾

第三に村落外部・農業外部よりの刺戟・衝撃として幕末以降における商工（鋳）業の展開と物価の騰貴をとくに重視しなければならぬ。それは結局奉公人の労働力の不足、労賃の高騰として現象するのである。幕末期の現象として、奉公人ことに年季奉公人の供給が困難となりつつあったことは史料の上にも多く見るところであり、各地に奉公人の入手難や旧来の奉公人秩序の混乱とそれに対する規制が見受けられる。ことに幕末物価の騰貴と共に²⁶⁾ 肥料や奉公人給米・給銀が高騰し、ために各藩ともその引下げを命じ、高給を禁止し、給米・給銀の最高限を規定する等の処置を

とっており、郡村においても給米・給銀の一定基準を申合せ、或は庄屋より大庄屋に公定の違を願出るなどしたのであった。³⁰⁾ 福岡藩では奉公人給米につき壹割半引の触を出したらしいが、それにもかかわらず、奉公人を雇用するためには藩公定の額より余分に下さねばならなかったことさえ窺えるのである。³³⁾ 此等は商工業の展開により所謂「余業収入」の道が開けつつあったことと密接に関連するものである。たとえば福岡藩では天保十三年(一八四二)十二月に在方商業につき相当強力な禁止・統制をしているが、そのことはむしろ「村々にて売買一遍にて致渡世候者」が多数居り、商品流通が根深く農村内部に入っていたことを推察せしめるのである。³⁵⁾ また幕末以降北九州における石炭業の発展やマニユ化しつつある製鐵板場、³⁷⁾ 明治十・二十年代における久留米緋業の進展、³⁸⁾ 二十年代における鉄道敷設、³⁹⁾ 工場の建設は貧農層を相当数吸収したとおもわれる。⁴⁰⁾ とくに明治廿年代の炭坑地帯においてはその現象著しく、農村奉公人(年雇・日雇とも)の供給源は攪乱されつつあった。明治二十一年の「福岡県農事調査」⁴¹⁾の各郡の「雇人」に関する項のうち、粕屋・宗像・遠賀・鞍手・嘉麻・穂波・三池・田川の諸郡をうかがうと次のとおりである。

『近来ハ炭坑事業ノ盛ナルニ從ヒ或ハ坑夫或ハ荷車營業ヲナスニヨリ雇入ヲナスニ甚困難ナリ』(粕屋郡)

『近年隣郡ニ破業事業隆盛ヲ來セシヨリ之ニ出稼スルノ徒接踵シ被雇人不足ヲ告ケ給料為ニ増加シタレハ雇入人ノ困難少カラスニ』(宗像郡)

『近年炭坑業ノ隆盛ト共ニ鐵道工事ノ業起リ雇入大イニ減少シ農家頗ル困難ヲ極メタリ』(遠賀郡)

『二十一年以てハ……雇入モ容易ナリシモ以來石炭坑業ノ郡内各地ニ勃起シ雇値非常ニ騰貴シタル為メ広島縣其他近郡各地ヨリ雇入ルル者多シ』(鞍手郡)

『二十一年冬期ヨリ郡内數ヶ所ノ盛大ナル石炭鉆頭出シタルヲ以テ他府県ヨリ続々出稼スルモノ多ク而シテコノ業ニ従事スルモノハ一日ノ賃銀農家雇賃ノ數倍ナルヲ以テ農家雇人モコレニ赴クモノ甚タ多シ隨テ日雇ハ勿論年雇等雇人大イニ缺乏ヲ告ケ従前ニ比シ甚タ困難ニシテ賃銀モ非常ニ騰貴セリ』(嘉麻郡)

『当郡ハ極メテ炭坑多キヲ以テ該事業ニ関シ數多クノ坑夫等ヲ要スルニヨリ農家ニ於テ雇人ヲ得ルハ甚タ難ク偶々雇入スルモ給料等頗ル高価ナリ……』(穂波郡)

『…元來当地ハ三池炭坑アリ坑夫ヲ要スル多キヲ以テ之ヲ雇入ルルニ甚タ困難…』(三池郡)

『…本郡西部ハ去ル十八年ヨリ坑業日ヲ逐テ進歩シ從テ坑夫賃銀高キヨリ健壯ナル下男下女一朝變ジテ坑夫トナリシヨリ雇人ノ欠乏ヲ告グルヨリ他郡村ヨリ雇入レ置クモ皆坑夫ノ賃銀ヲ羨ミ去テ坑夫トナルヨリ定約履行地ヲ弘ヒ頗ル苦難ナルヨリ目下全部ニ影響ヲ及ボシ一般賃銀騰貴セリ…』(田川郡)

しかも従來天草より得られていた旅日雇でさえ、天草の出稼事情が変化してきたためであろうか、その雇入に困難を感じてきていたことは早良郡について次の如く録されているのを見ても分る。

『…本郡雇入ハ各地ヨリ入込ミシモ多クハ肥後国天草及ヒ志摩郡地方ヨリ雇入レ元來該地ハ諸方へ出稼ノモノ多シト雖モ一時一般ノ業務ノ時期ヨリ余程前以テ約定ナサレハ単ニ雇入ルルニ甚至難ナリ其雇入方ハ日給雇等ニシテ年給雇ノ如キハ多ク本郡内ノ者使雇スルヲ多シトス』

その後約十年経過して、「福岡県勸業年報」の「農業上雇入賃錢」の項では、明治三十年に

近世農村奉公人の供給源 (二)

『近來物価ノ騰貴ニ伴ヒ労働賃錢ノ暴昂シタルハ止ムヲ得サル結果果ナリト雖_レ本県ノ如キ石炭採掘業ノ拡張シタルカ為メ供給ノ欠乏ヲ告ケ殆ント賃錢ノ高下ニ関ラス需メニ応スルノ雇夫ナキ地方アルニ至リタリ今各郡ニ於ケル賃錢ノ概況ヲ示セハ左ノ如クナリト雖_レ (筆者註―表は略) 此ノ賃錢ヲ以テ必スシモ雇入レ得ラルヽノ限りニアラサルカ如シ』

同三十一年には

『近來物価ノ騰貴ニ伴ヒ労働賃金ノ暴昂シタルハ止ヲ得サル結果ナリト雖_レ石炭採掘業并ニ工業ノ發達ニ伴ヒ著シク供給ノ欠乏ヲ告ケ殆ント賃金ノ高下ニ関ラス需メニ応スルノ雇夫ナキ地方アルニ至リタリ今各郡ニ於ケル賃金ノ概況ヲ示セハ左ノ如クニシテ (筆者註―表は略) 今ヨリ五年前ニ遡リ之ヲ視ルトキハ其賃金ハ殆ント九割ノ増加ニ当レリ…』

とあり、同三十二年も三十一年と殆んど同文で『今ヨリ五年前ニ比較スルトキハ其賃銀ハ殆ント七割ノ増加ニ当レリ』としている。この事情をヨリ具体的にうかがうため第17表を作成した。これは筑豊四郡および三池郡をえらび農作年雇(男)・同日雇(男)・坑夫の賃銀につき明治二十七年より三十二年までを表示した―

第二十七卷 第三号 九三

第 17 表 明治 27～32 年福岡県炭鉱地帯五郡における賃金の変動

区分 年代	米 価		遠 賀 郡					鞍 手 郡					嘉			
	農 作 年 雇		農 日 作 雇		坑 夫		農 作 年 雇		農 日 作 雇		坑 夫		農 作 年 雇			
	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数		
明治 27	円 8.20	100	円 28.00	100	銭 18.70	100	銭 45.80	100	円 31.50	100	銭 20.00	100	銭 60.00	100	円 55.00	100
28	8.36	102	30.17	108	19.30	103	44.09	96	35.00	111	20.00	100	30.00	50	33.60	61(100)
29	8.95	109	35.00	125	20.00	107	45.09	98	33.00	105	25.00	125	70.00	117	37.50	68(112)
30	11.20	137	—	—	—	—	—	51.00	162	40.00	200	80.00	133	48.50	88(144)	
31	14.55	177	50.00	179	32.00	171	68.00	148	80.00	254	40.00	200	100.00	167	65.50	119(195)
32	9.36	114	33.00	118	35.00	187	40.08	87	65.00	206	50.00	250	60.00	100	60.00	109(179)

区分 年代	穂 郡				三 池 郡					田 川 郡						
	農 作 日 雇		坑 夫		農 作 年 雇		農 日 作 雇		坑 夫		農 作 年 雇		農 日 作 雇		坑 夫	
	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数	賃 金	指 数
明治 27	銭 30.00	100	銭 —	—	円 19.35	100	銭 11.90	100	銭 17.50	100	円 27.20	100	銭 17.00	100	銭 45.00	100
28	22.00	73(100)	60.00	(100)	19.40	100	11.90	100	18.30	105	27.20	100	17.00	100	45.00	100
29	25.00	83(114)	47.00	(78)	35.00	181	23.00	193	20.00	114	32.20	118	30.00	176	70.00	156
30	32.00	107(145)	70.00	(167)	—	—	—	—	—	—	31.80	117	35.00	206	75.00	167
31	39.00	130(177)	75.00	(125)	35.00	181	30.00	252	35.00	200	55.00	202	40.00	235	75.00	167
32	50.00	167(227)	60.00	(100)	35.00	181	25.00	210	35.00	200	50.00	184	25.00	147	50.00	111

近世農村奉公人の供給源 (一)

第二十七卷 第三号

九四

〔備 考〕

福岡県勸業年報第 16 回～21 回により作成。各年度 3 月と 9 月が示されているが本表では 3 月をとった。

* 米価は米 (中) 1 石、県平均をとった。

* 農作年雇、同日雇はいずれも男のみをとった。

* 嘉穂郡のみは明治 28 年を 100 とする指数も算出し () の中に入れた。

——三十二年には物価・賃金は下落しているが、これによれば、日雇賃金と坑夫賃金の差は顕著であり、また年雇の場合一年三百日の労働日数として日給を算出すれば当然日雇よりもさらに低い。したがって労働の内容や質は異なるにせよ、年雇・日雇が炭鉱に吸引されるのも当然であろう。したがって年雇・日雇の供給難を惹起し、物価の騰貴——表では米価のみ表示——と相俟つて賃金を騰貴せしめたのであるが、坑夫賃金の上昇率に比べると著しく急激な上昇率であった。しかも米価の上昇率と年雇・日雇賃金の上昇率を比較するとき後者の方が高く、ことに日雇の場合とくに顕著である。これらを考うれば手作経営は当然縮小せざるを得ないわけである。もっとも、この事情は明治廿年代末・卅年代にかけて筑豊地帯に最も顕著にあらわれているにすぎず、福岡県の他の諸郡ではなお雇入の容易なることを示しており、佐賀県でも『県下ノ各郡共其近隣ノ村落ヨリ雇入ルルヲ以テ甚タ容易ナリ……』⁴³⁾と見える。併し奉公人労働力の供給難はやがて明治後期には全般に及んでゆく傾向であつたとおもわれる。

以上二、三の視点から農業における賃労働関係の未成熟の理由をうかがつたが、さらに大きく云えば農業における資本家的経営の展開の微弱——わが国資本主義の形成・発展の特質にかかわる

ことで、これは単なる雇用労働史の部面を超え、ヨリ全般的考察を必要とするであろう。

注

- (1) 滝川政次郎、日本労働法制史研究（社会問題講座、第十一巻一〇一—一頁）。豊田武著、日本商人史、第五章第二節人買い。牧英正著、日本法史における人身売買の研究、第五章第三節。
- (2) 秋山謙蔵、倭寇による朝鮮・支那人奴隷の掠奪とその送還及び売買（社会経済史学第二巻八号）。なお朝鮮役の俘虜で口ノ津で奉公した朝鮮人ミゲルの例あり（海老沢有道著、切支丹の社会活動及南蛮医学、一九六頁）。
- (3) 岡本良知著、十六世紀日欧交通史の研究、第三篇第四章、牧英正著、前掲書、第七章。
- (4) 竹内理三、対馬の古文書—慶長以前の御判物（九州文化史研究紀所要第一号）一一六—一七頁。
- (5) 安河内博著、対馬藩に於ける奴婢刑成立の研究三八—五八頁。同、室町時代に於ける対馬の下人（西日本史学第十二号）。
- (6) 拙稿、中世人身売買文書の一考察（経済学研究第二十四巻四号）六六頁。
- (7) 筑後については立花文書（県史資料第四輯一九一頁）。肥後については下川文書（中村吉治著、近世初期農政史研究、

- (8) 岡本良知著、前掲書。牧英正著、前掲書、とくに二一〇頁以下。
- (9) 中村吉治著、前掲書二四四頁。
- (10) 近世初期九州諸藩での事例は拙稿、近世前期肥後における「上方抱下し者」(九州文化史研究所紀要第八・九号) 一三七頁参照。
- (11) 前号八〇・八一頁引用史料参照。
- (12) 近世の九州には、なお遠隔地間の奉公・人勾引・人売があった。拙稿、前掲「上方抱下シ者」、下人に関する史料覚書三題(九州経済史論集第二巻所収)、小寺鉄之助著、宮崎県近世社会経済史参照。
- (13) 幕藩体制社会の成立と構造、一六〇頁。
- (14) 古島敏雄著、近世日本農業の構造、六〇一頁。
- (15) 市川・渡辺・古島他著、封建社会解体期の雇傭労働、四一頁。
- (16) 奉公人の形態が、年季奉公人であれ、季節雇であれ、日雇であれ賃労働の方向へ向っていたと私は考える。山口徹氏は私「年季奉公↓半季奉公↓日雇↓旅日雇の過程を通して賃労働関係が形成される可能性があったと考えている」と云われるが(注(15)前掲書二〇頁)誤解である。同氏が引用された私の図解(二三頁)にも年季奉公・半季奉公・日雇・旅日雇を含めて雇傭労働力とし、それが身分関係↓賃労働関係へ進むことを示している筈である。ちなみに同氏の引かれた私の図解の紹介は二、三の点を誤って図示紹介されていることを付け加えておく。同氏の論文について若干批判すべきこともあるが別の機会に譲る。
- (17) 隅谷三喜男著、日本賃労働史論第一章参照。
- (18) 賃労働形成史にとっては明治前・中期こそ第一次の問題とすべきである。ただし、明治期に突如として賃労働が形成されるのではなく、近世後期において萌芽的賃労働が——その外貌は如何にもあれ——単なる「例外的存在」・「無視し得べき存在」以上に析出されつつあったことを指摘したいのである。
- (19) この点は高橋幸八郎・古島敏雄編、養蚕業の発達と地主制、四七八—四八〇頁における安良城盛昭氏の指摘に全く同意する。
- (20) 村役人||賃租請負人の性格と密接に関連する。
- (21) 福岡県農地改革史、上巻四三〇—一頁参照。
- (22) 三苦家文書より下作証文を一通例示する——
 『 下作請合書物之事
 大川原
 一、中田 春反七畝
 余米三俵 但シ上々米

右之田地当亥ノ年々巳ノ年迄、間年五ヶ年之間私下作支配
仕、右之余米壹ヶ年ニ三俵宛毎年十一月切少しも無滞貴殿
方へ相払候ハ、右之田地貴殿方へ永代ニ遣置候へ共、別
紙元米七俵・元銀貳百目相立候ハ、請記仕候様ニ被成可
被下旨忝奉存候……(下略)

明和四年亥ノ二月 高祖村下作請合人

小 七

同村証人 又 吉

井原村 又 六 殿

(以下略)

すなわち年々の余米は元米銀の利子にあたるわけである。
これを端的に表現したものを例示すれば

『 下作請合書物之事

(前略)

合田数七反貳畝拾貳歩

定米三拾貳俵壹斗六升六合

内

元銀七百目之利分

五俵貳分五厘

余米、此分下作人方直ニ貴殿方へ十一月切相払

可申候

近世農村奉公人の供給源 (二)

(以下略)

安永貳年巳ノ三月 三坂村下作人

惣 吉 岡

井原村

又 六 殿

(以下略)

(23) 当地方では一般に小作人が定米(貢租十地主取分)を村蔵
に運び、そこで「御年貢上納一切」を納め、その残額は余米
として確保された(もっとも直接地主のもとに納入すること
もある)。

(24) 前号、九三頁註(65)参照。

(25) 以上、村方地主の性格、親方子方関係については別の機会
に詳しく論じたいので史料の註記を省いた。

(26) 一例をあぐれば三苦家では弘化四年に「返り新参者」を「当
年男至而少く候ニ付無抛仕候事」としている(同年、下男給
錢渡方指引帳)。なお注(29)も参照。

(27) 福岡藩では天保十二年九月に「下女・下男中間には動不精
致、様々風俗不宜儀御座候間、主人より心得筋申聞候得は、
前借等致宿元へ引取身勝手申立て候儀御座候、右体之者は
可申上に付、訖度御示被仰付候様奉願上候」(鞍手郡誌五八九
頁)、翌十三年十二月には「荒仕子・下女等近年頻りニ高給を
取、心得不宜者多く、教訓等いたし候と、虚病を構、主家之

近世農村奉公人の供給源 (二)

第二十七卷 第三号 九八

用を欠候類も有之歟ニ相聞候、不埒之至ニ候、

以来右躰不風俗之者ハ無用捨可申出候事」と命じている(御

違書写、九州大学経済学部所蔵)。「奉公人勸方諸事作法書」

(福岡県宗像町篠崎家文書)には「奉公人自由相勤途中隙取

候歟、又ハ不動ニ而主人が暇ヲ出シ候者早々庄屋元へ申出、

其触大庄屋元へ願出候而、郡中触渡可申候ニ付、其者日雇

等ニも相仕ヒ不申、難義いたさせこらしめ可申候事」とある

(年代不明、幕末か。安政四年写)。

久留米藩でも『：奉公人之義、是迄之通高給相望候義と時ニ

世ニ随ひ無拋事ニ御座候得共、近年次第ニ風俗不宜、其上食

物衣類等ニも奢相募、宿下仕候も久々相滞、彼是実義ニ相勤

候者至而鮮、只今之通ニ御座候而も、荒使子召置重立耕作仕

義も難儀：』とし以後取締方を嚴重にすべく村役人等が建言

している(安政七年起、御用扣、本引用史料は文化九年と推

定)。また文久三年には『近年作荒使子共獲ニ相成、中途ガ

指明且勤高等閑之者多不相濟次第、右者前以其村庄屋ガ掛合、

人品吟味之上雇入候様申触置候得共、右手数相立兼、見込之

荒使子兎角相對ニ取極候者多、右ニ付以後之義、其村方ニ而

前廉人品吟味致、其村庄屋ガ手札相渡置、右手札ヲ主人江預

ケ置、不埒之義有之節也、其村庄掛合候様、其上早速取、

身分之義也郡屋札明申付度申談候事』(安政七—慶応二年、

惣郡郡筋御用談書写帳、矢賀部文書、九州文化史研究所所

蔵)。小倉藩については県史資料第四輯六〇〇・六〇一・六
一四頁参照。

(28) 一例を福岡藩の米価にとれば安永文化年代では一俵三十
—五十目の間を上下しており(三苦家文書、米銭指引帳)、
天保以降も或程度その傾向が続くが安政末年以降は急激に高
騰する(鞍手郡誌七六二頁米価の変遷参照)。天保十三年十
二月に『：諸品高料諸民困窮の時至り候：』(同上、五九〇
頁)とある。

(29) 一例を筑後矢賀部文書より挙げる——『近年穀類直段ガも
格別養直段高直ニ相成候上、荒使子給銀年々相増候、当年ニ
至り候而者莫大之義ニ相成申候、必竟奉公人鮮御座候ニ付而
も、荒使子共申米給銀高ク申聞候様子ニハ候得共、作掛り雇
人無御座而も、作方難儀無拋申聞候通給銀相極雇入候義ニ
御座候、然処全雇人斗リニ而耕作仕候而も、養高直彼是ニ
而却損失相立候様子ニ付、追々作方取締当年ニ至候而も、一
向ニ相止且式人作を一人作ニ成、下作ニ入候もの間々御座候
：』と云い、養肥料を他領より入れ、値段を下げることを
願出ている(安永七年起、御用扣、本記録は文化九年と推
定)。

(30) 福岡藩では前注の如く高給を望むを不風俗とし度々いまし
めているが、町方に対しては県史資料第六輯二五六頁参照。
小倉藩については同第四輯、六一三・六一五頁参照。

(31) たとえば鞍手郡誌五六三・四頁。前掲「奉公人勤方諸事作

法書』には『上之下人給米拾俵、下女六俵ニ相定候、以下段取、右定前高給極メ不相成候事』とし、休日、不動の際の処置、夜なべ、仕着等々を規定している。嘉麻郡綱分村有松家の天保十二年「御用談控帳」には

『一、下女下人給米直段別紙付之通

右八十一月廿四日申談済

両郡一統下女下人給米定

一、暮給壹俵ニ付、代三拾五匁宛

一、来季前給ハ惣高之内、式割現米渡シ、其余ガ勝手く

之事

(以下略)

と見える。

(32) 文政元年十二月「井原触村々庄屋中乍恐御願申上ル口上覚」(「三苦家文書」)では荒仕子給銭下ケを申合せ(上荒仕子給銭貳百六拾目、中荒仕子貳百四拾目……)大庄屋に対し触中村々一統ニ達せられたき旨願出た。

(33) 楠野家の嘉永二年の作方帳には、奉公人給米につき『御触達ニ而忝割半引之処、忝割引遣ス』とあり。

(34) 前掲、御達書写。

(35) 天保十四年以後各地において在方商業の禁止・統制のため不便・混乱あり、緩和して欲しい旨の願書は庄屋文書に屢々

近世農村奉公人の供給源 (二)

見るところである。

(36) 遠藤正男、徳川後期筑前地方に於ける石炭鉱業の発展、徳川時代の炭坑労働者(いづれも九州経済史研究所収)。三池炭坑では嘉永七年坑夫数五百人(同書、一四四頁)、安政年代同所平野山にて生活せるもの千有余人うち三分通りは坑内労働者であった(大牟田市史、四五頁)。明治三年大牟田村では無高及びそれに近い者(その家族)から多数の石炭車押、石炭荷積日雇、石山間部が出ている(同上書、六〇頁以下)。

又、明治五年に稲荷山では『間分口に会所を置き万事を総轄す士民男女を論せず望次第使役し賃銀ハ石炭百斤ニ付銭七十文の積にて之を給す担夫日々四百人に近く又坑中に溝を掘り水車を掛て炭液を落す此人夫百五六十人なりとす賤民為に潤沢し』たとあり(明治壬申六月、日要新聞第三十号 福岡県鞍手郡宮田町、石井家所蔵)。

(37) 遠藤正男、幕末北九州の製蠟事業(経済学研究第五卷一号)。

(38) 信夫清三郎、久留米餅の生産形態(服部・信夫共著、日本マニユファクチュア史論、後篇)。

(39) 日本鉄道史上巻、第七章第五・第八・第十一参照。

(40) たとえば官営八幡製鉄所の建設には相当数の労働者を吸収したのであって、当時の門司新報には頻繁に労働者募集の広告が出ている。八幡村は明治二八年の戸数三七〇戸人口一、

第二十七卷 第三号 九九

二九五人が三二年度には一、五八〇戸・六、三二〇人と急激に膨張している。

- (41) 農林省農業綜合研究所九州支所保管。大橋博氏の御厚意により見るを得た。太田達一郎、明治前・中期福岡県農業史 (日本農業發達史第一卷、六二七頁―六三〇頁) 参照。

- (42) 国会図書館、九州大学経済学部、九州文化史研究所および大橋博氏所蔵のものによる。

- (43) 本表で表示した年度の前後についてもうかがいたかったが、現在国会図書館の資料が見得ないので、他日補いたいとおもう。なお明治三十二年の物価については第廿一回勸業年報に、『數年來継続昂騰セシ物価ハ前年五六月ノ頃ニ至リテ其頂点ニ達シ一頓シテ漸ク低落ノ傾向ヲ示スニ至リシモ昂進ノ余勢俄ニ下落セサリシカ前年米作ノ好況ニ次キ天候良順ニシテ本年麦作亦豊穰ナリシニ由リ一段物価ハ日ヲ逐テ漸ク降下シ本年七八月ニ於テハ酒煙草及生糸等特殊ノ事情アルモノ、外ハ頗ル低落シ九、十、十一月ニ於テハ次第二騰貴セリ之レ蓋シ氣候不順ノ為メ米作豊穰ナラサリシニ基クカ如シ』と見える。

- (44) 福岡県勸業月報第一一二号所載の明治廿一年の状況でもなお異例な大経営があったと云う (日本農業發達史、第一卷九三頁)。

- (45) 佐賀県農事調査 (九州近代史料業書第六輯) 一六頁。

(後記)

本稿はさきに發表した「近世北九州農村に於ける奉公人の供給事情」(宮本又次編、九州經濟史研究・昭二八、所収)に種々不満な点が多くなつたので、今回機会を得て全面にわたり補正したものである。